

令和5年8月31日

利用者 家族各位殿  
関係者殿

特定非営利活動法人 豆たん  
理事長 竹原 美津子 印

## 指定居宅介護支援事業者の指定取り消しに関して

下令和5年7月14日に下関市長殿より「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指名取消処分に係る聴聞」（下介2045号）を受領し、本日（8月31日）に正式に「指定居宅介護支援事業者の指定の取消し」の行政処分となりました。今回 行政処分となった経緯について利用者家族及び関係者に報告すると共に、今後の対応に関してご報告を致します。

今回この様な行政処分を受け、利用者及び家族、関係者に多大なご迷惑とご心配をかけ誠に申し訳ありません。今後は、倫理遵法の管理体制を強化し二度とこの様な不祥事を起こさないように努めてまいりますので、今後共宜しくお願い致します。

### 1. 今回の指定居宅介護支援事業者の指定取り消しに関して

弊事業所は、高齢化率が高く介護支援の環境が遅れている内日地区で、地域に密着した介護事業を立ち上げる決意を持ち、平成15年に起業し現在に至っています。この間、介護利用者及びご家族の満足度向上を優先に介護施設、メニューの充実等を取り組み現在 87名を支援するようになりました。平成30年以降、介護事業に対して個人情報保護、介護報酬に見合った業務サービスの客観的評価等の倫理・遵法の要求が厳しくなってきました。今回の処分は、1-1に示す平成30年4月に追加されたルールに対し、令和4年11月15日の運営指導にて下関市介護保険課殿より指摘され、令和4年12月16日に監査を受け今回の行政処分を受ける見込みとなりました。

#### 1-1 平成30年4月改定（追加）されたルール

平成30年に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正が執行された。

- 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨説明することを、ケアマネ事業所の義務とし、これに違反した場合は報酬を減額する。
- 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額（所定単位数の50/100に相当する単位数（運営基準減算））する。

また平成30年以降毎年下関市介護保険サービス事業者集団指導で下記の指導を受けている。

#### **【改正 契約時の説明】**

- 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者に対して以下の内容について、文書を交付して説明し、理解したことについて利用者より署名を得ていますか？

- ・利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

今回、処分の原因となったのは、文書を交付して説明し理解したことについて利用者より署名を受ける点であり、契約書及び重点事項説明書、運用規定等に不備があり下記の行政処分を受けることとなった。

## 1-2 指定取消処分に至った原因

### ① 介護報酬の不正請求

運営基準減算の要件に該当することを知りながら、運営基準減算を適用することなく居宅介護支援費を平成30年4月から令和4年10月まで請求した。

### ② 令和4年12月16日の立会検査の虚偽報告及び虚偽答弁

令和4年12月16日の下関市福祉部の立会検査で文書を交付していないにも関わらず下記の虚偽報告、虚偽答弁を行った。

- ・運営規定を添付して提出し、利用者に説明、同意を得たと答弁した。
- ・別の契約書兼重要事項説明書を差し替えて提出し利用者に説明、同意を得たと答弁した。

以上の介護報酬の不正請求と虚偽報告、答弁で今回の行政処分となりました。

## 2 本処分に対する反省事項

下記に関しては、利用者に対して文書での説明及び理解したことの署名を行っていないが、利用者各位には法的改定の趣旨である「ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保」を理解し、下記の通り利用者に対しては口頭等で説明を行っています。しかしながら法的な書面での手続きの問題を指摘され、運営指導及び監査時の対応の不備によりこの様な結果となりました。今回 不正請求と記載されていますが、悪意を持って意図的な水増し請求ではないことを理解願います。

### ○利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

→利用者に対しては、下関市の介護施設を「介護安心マップ」で客先から要望があった場合は、紹介しています。

### ○利用者は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

→利用者から選定理由について説明を求められた場合には、選定をした事業所のパンフレットを利用し説明を行っています。

また令和4年11月15日の運営指導時に下関市介護保険課殿より指摘され時に「利用者に対してして文書での説明及び理解したことの署名を行っていない」ことを認め対応していれば取消処分まで至らなかったことを深く反省しています。

### 3. 今後の見込み

今回の処分の対象は、下表⑤の居宅介護支援のみで①～④の通所介護（デイサービス）及び有料老人ホームは、事業を継続致します。

サービス種別	指定(許可) 年月日	介護保険 事業所番号
① 通所介護	H15. 6. 1	3570101489
② 予防通所介護	H18. 4. 1	3570101489
③ 認知症対応型通所介護	H18. 4. 1	3570101489
④ 予防通所認知症対応型介護	H18. 4. 1	3570101489
⑤ 居宅介護支援	H16. 5. 1	3570101745

参考 居宅介護支援事業とは

居宅介護支援事業所とは、介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡・調整を総合的に引き受ける事業所です。主任ケアマネジャーやケアマネジャーが常駐しており、サービスを受けるために必須のケアプラン（介護サービス計画書）を作成するためケアプランセンターとも呼ばれています。

「居宅」とは自宅のほかに、軽費老人ホームや住宅型有料老人ホームなどの居室も含まれます。居宅介護支援事業所の利用料は介護保険から支出されるため、利用者の負担はありません。保険給付対象となる居宅サービスだけでも 10 種類以上あり、利用者や家族が仕事や療養の傍ら、適切な取捨選択をするのはなかなか難しいのが現実です。ケアマネジャーはアセスメントや専門知識をもとに、特定の事業者やサービスに偏重しない中立的な視点から、利用者に必要なサービスを検討します。また、アセスメントや関係者との話し合いの結果、居宅での介護が難しいと判断した場合は、介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所するための紹介をおこないます。

今後 居宅介護支援事業所の指定取消処分に伴い、当事業所では居宅介護支援ができなくなるため、現在利用中 87 名の方については下関市役所の支援を受けながら転所を進めていきます。

詳細に関しては別途利用者及びご家族にご連絡致しますので宜しくお願いします。

今回の処分に対して、一部の利用者及びご家族、関係者で本件の処分に関する嘆願書を下関市長宛に提出されたと伺いました。

最終的な行政処分としてこのような結果となり大変残念ではございますが、この処分を受け入れ業務の改善に努めて参る所存でございます。

お力添えを頂いた皆様の深く感謝を申し上げますと共に、変わらぬご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具